

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	うるま市 国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

うるま市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

沖縄県うるま市長

公表日

令和6年12月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	うるま市では、地方税法、国民健康保険法に基づき、市内に居住し、健康保険や共済組合など、どの医療保険にも加入していない方、すべてを被保険者として管理し、国民健康保険に係る事務を行う。被保険者の資格に係る事務としては、主に住民票の異動や、被用者保険への加入・脱退に伴う資格取得・喪失の異動、世帯主変更など増減のない資格異動を行う。賦課徴収に係る事務としては、主に、世帯の所得や資産の内容から国民健康保険税を算定し、保険税の徴収、滞納整理を行う。給付に係る事務としては、主に、被保険者の資格、所得区分等を確認し、限度額適用認定証等の発行及び高額療養費等の支給を行う。 ①国民健康保険の被保険者の資格得喪に関すること ②保険税の賦課に関すること ③保険税の減免に関すること ④保険税の還付・充当に関すること ⑤保険税の徴収に関すること ⑥保険税の納付勧奨・口座振替に関すること ⑦保険税の督促及び滞納整理に関すること ⑧被保険者への給付に関すること ⑨不当利得(返還金)に関すること ⑩オンライン資格確認に関すること
③システムの名称	1. Acrocity標準仕様対応版 2. 番号連携サーバ 3. 中間サーバ 4. 国保情報集約システム 5. 国保総合システム 6. 医療保険者等向け中間サーバ 7. 滞納整理システム(THINK) 8. 電話催告システム(CARS) 9. 市町村事務処理標準システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)国民健康保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表24、44の項 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48、69、70、71の項 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2、3、6、13、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項 (オンライン資格確認に関する事務) 番号法附則第6条第4項、国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部国民健康保険課
②所属長の役職名	国民健康保険課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	うるま市役所総務部総務政策課 沖縄県うるま市みどり町1丁目1番1号 TEL:098-973-0606
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	うるま市役所市民生活部国民健康保険課 沖縄県うるま市みどり町1丁目1番1号 TEL:098-973-3202
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月2日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月2日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを徹底している。また、特定個人情報を含む書類等は施錠できる書棚等に保管することを徹底している。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		
[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	当該業務において取り扱うシステムへのアクセスが可能な職員は、ログインID、ICカード(システムによっては生体認証)及びパスワードによる認証によって限定されており、人事異動等により権限がなくなった者のこれらの情報は使用できないよう変更している。また、国民健康保険に関する業務固有のシステム(国保情報集約システム・国保総合システム・市町村事務処理標準システム)については、上記対策のほか、使用権限の無い者が使用する業務端末にセットアップをしていない。このようなことから不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記述	変更後の記述	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月28日	3 システムの名称		4. 国保情報集約システム(追加)	事前	
平成29年9月28日	所属長	国民健康保険課長 当間 寛俊	国民健康保険課長 知念 義浩	事後	
平成29年9月28日	3 個人情報等の利用 法令上の根拠	平成28年4月閣府・政務省令第5号第16条、第24条	第2条第一の主旨等 第16条、第24条	事前	
平成29年9月28日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	(情報提供の根拠)審考法第19条第7号 別表第二	(情報提供の根拠)審考法第19条第7号 別表第二	事前	
平成29年9月28日	1. 対家人数 いつ時点の集数か	平成27年3月31日時点	平成28年3月31日時点	事後	
平成29年9月28日	2. 取扱者数 いつ時点の集数か	平成27年3月31日時点	平成28年3月31日時点	事後	
平成29年9月28日	3 システムの名称		5. 国保総合システム(追加)	事後	
平成29年9月28日	1. 対家人数 いつ時点の集数か	平成29年3月31日時点	平成30年3月31日時点	事後	
平成29年9月28日	2. 取扱者数 いつ時点の集数か	平成29年3月31日時点	平成30年3月31日時点	事後	
令和1年9月24日	1. 対家人数 いつ時点の集数か	平成30年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	
令和1年9月24日	2. 取扱者数 いつ時点の集数か	平成30年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	
令和1年9月24日	7 リスク対策		項目追加	事後	評価書の様式変更
令和2年9月28日	1 関連情報 1 ②事務の概要		③オンライン資格確認に関する事務(追加)	事前	
令和2年9月28日	1 関連情報 1 ③システムの名称		6. 医療保険者等向け中間サービス(追加)	事前	
令和2年9月28日	1 関連情報 ③法令上の根拠		国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項(追加)	事前	
令和2年9月28日	1 関連情報 4 ②法令上の根拠		オンライン資格確認の事務(審考法附則第6条第4項、国民健康保険法第113条第1項第1号)	事前	
令和2年9月28日	7 リスク対策—4 委託先に行える対応と運用等のリスク	(○)委託しない	()委託しない 十分である	事後	
令和2年9月28日	所属長	国民健康保険課長 知念 義浩	国民健康保険課長 神田 成啓	事後	
令和2年9月28日	1. 対家人数 いつ時点の集数か	平成31年3月31日時点	令和2年4月1日時点	事後	評価の再実施
令和2年9月28日	2. 取扱者数 いつ時点の集数か	令和21年3月31日時点	令和21年3月31日時点	事後	評価の再実施
令和2年9月28日	所属長	国民健康保険課長 神田 成啓	国民健康保険課長 上原 利恵子	事後	
令和2年9月28日	1. 対家人数 いつ時点の集数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和2年9月28日	2. 取扱者数 いつ時点の集数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和2年9月28日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う業務	うるま市では、国民健康保険法に基づき、市内に居住し、健康保険や介護保険など、どの保険に加入しているかを把握している。	うるま市では、地方税法、国民健康保険法に基づき、市内に居住し、健康保険や介護保険など、どの保険に加入しているかを把握している。	事後	
令和2年9月28日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う業務	うるま市では、国民健康保険法に基づき、市内に居住し、健康保険や介護保険など、どの保険に加入しているかを把握している。	うるま市では、地方税法、国民健康保険法に基づき、市内に居住し、健康保険や介護保険など、どの保険に加入しているかを把握している。	事後	
令和2年9月28日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	(情報提供の根拠)審考法第19条第7号 別表第二	(情報提供の根拠)審考法第19条第8号 別表第二	事後	
令和2年9月28日	5. 事業実施機関における担当部署	市民部国民健康保険課	市民生活部国民健康保険課	事後	
令和2年9月28日	5. 事業実施機関における担当部署	国民健康保険課長 上原 利恵子	国民健康保険課長	事後	
令和2年9月28日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する取組	うるま市役所市民部国民健康保険課	うるま市役所市民生活部国民健康保険課	事後	
令和2年9月28日	1. 対家人数 いつ時点の集数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和2年9月28日	2. 取扱者数 いつ時点の集数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和2年9月28日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う業務	1. Acrocity国民健康保険 2. 番号連携サービス	1. 総合行政システム(Acrocity) 2. 番号連携サービス	事後	
令和2年9月28日	7. 特定個人情報情報の取扱い・不正・利用禁止請求	うるま市役所市民部国民健康保険課 沖橋廣うるま市みどり町1丁目1番1号	うるま市役所市民生活部国民健康保険課 沖橋廣うるま市みどり町1丁目1番1号	事後	
令和2年9月28日	1. 対家人数 いつ時点の集数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和2年9月28日	2. 取扱者数 いつ時点の集数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和2年9月28日	1 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う業務 ①事務の概要		1. 総合行政システム(Acrocity) 1. Acrocity標準仕様対応版	事前	基幹システム標準準拠化による
令和2年9月28日	3 個人情報等の利用 法令上の根拠	審考法第9条第1項 別表第一 16、30の項 審考法別表第一の主旨等令で定める事務を定める命令 第16条、第24条	審考法第9条第1項 別表24、44の項	事後	法律改正による
令和2年9月28日	②正しい権利項目 1. 対家人数 いつ時点の集数か	令和5年4月1日時点	令和6年12月2日時点	事後	
令和2年9月28日	③正しい権利項目 2. 取扱者数 いつ時点の集数か	令和5年4月1日時点	令和6年12月2日時点	事後	
令和2年9月28日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	(情報提供の根拠)審考法第19条第8号 別表第二 別表第二の主旨等令 20条、25条、25条の2、26条 (情報提供の根拠)審考法第19条第8号 別表第二 審考法第19条第8号に基づく主旨等令第2条の表4、69、70、71の項 (情報提供の根拠)審考法第19条第8号に基づく主旨等令第2条の表2、3、12、27、38、42、46、56、65、69、83、93、99、109、119の項 別表第二の主旨等令 1条、2条、3条、4条、5条、8条、10条の2、11条の2、12条の3、15条、18条、20条、21条、33条、41条の2、43条、44	(情報提供の根拠)審考法第19条第8号 別表第二 審考法第19条第8号に基づく主旨等令第2条の表4、69、70、71の項 (情報提供の根拠)審考法第19条第8号に基づく主旨等令第2条の表2、3、12、27、38、42、46、56、65、69、83、93、99、109、119の項 別表第二の主旨等令 1条、2条、3条、4条、5条、8条、10条の2、11条の2、12条の3、15条、18条、20条、21条、33条、41条の2、43条、44	事後	法律改正による
令和2年9月28日	7 リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人 業務の自動化がすすむリスクへの 対策は十分か 選択課題	追加項目	2)十分である	事後	評価書の様式変更
令和2年9月28日	7 リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人 業務の自動化がすすむリスクへの 対策は十分か 判断の根拠	追加項目	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー連携事務に係る機密的なマイナンバーに詳しい、マイナンバー連携や取組実施の際には、本人からのマイナンバー取得の同意や、住基ネット連携を行う際には情報又は住所を含む情報による照会を行うことを徹底している。また、特定個人情報を含む書類等は施設で保管することや、マイナンバー連携の実施状況を確認している。	事後	評価書の様式変更
令和2年9月28日	7 リスク対策 11. 最も低実度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か	追加項目	3)機関のいない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	評価書の様式変更
令和2年9月28日	7 リスク対策 11. 最も低実度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か	追加項目	2)十分である	事後	評価書の様式変更
令和2年9月28日	7 リスク対策 11. 最も低実度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か	追加項目	当該業務において取り扱うシステムへのアクセスが可能な職員は、ログインID、パスワードによる認証によって管理されており、人事異動等により職員の異動がある場合には、当該システムは使用できないよう変更している。また、国民健康保険に関する業務固有のシステム(国保情報集約システム・国保総合システム・国保事務処理連携システム)については、上記対策のほか、使用権限の無い者が使用する業務終了にセットアップしていない、このようにあらかじめ設定して使用されるリスクへの対策は十分であると考えられている。	事後	評価書の様式変更